

別記様式（第 5 関係）

会 議 録

会議の名称	西東京市市民との協働推進懇談会 第 7 回会議
開催日時	平成 1 4 年 1 0 月 1 5 日 1 9 時から 2 1 時まで
開催場所	西東京市役所 2 0 2 ・ 2 0 3 会議室
出席者	坂口座長、渡辺副座長、秋山委員、小野委員、斉藤委員、須藤委員、菅原委員、高橋委員、瀧島委員、山辺委員、（事務局）企画課・神野主幹、生活文化課・宮寺主幹、小関主査
議 題	1. 第 6 回会議録確認 2. 提言書骨子の検討
会議資料	1. 第 6 回会議録
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	会議内容
坂口座長	・ 西東京市民との協働推進懇談会第 7 回会議を開始する。 ・ はじめに第 6 回の会議録の確認を行う。 →一部修正の上確認された。
渡辺副座長	・ この指針について行政がどのように意図しているか、今回発表されるということだったが、どうか。
小関主査	・ 宮寺主幹（決算委員会に出席中）が後ほど説明する予定だが、その内容は第 1 回の会議の時に説明した、この懇談会で出された提言を元に来年度庁内で指針を作成する、というものと思われる。
渡辺副座長	・ 行政には行政の考え方があり、また仕組みや予算の問題など様々な事情があるだろう。そこから、協働を進める上での壁になる問題やクリアすべき課題が示されれば、それを踏まえた提言をまとめることができる。提言したあとで、制度上できないと言われては困るので、行政側の考えを聞かせて欲しい。
坂口座長	・ 今回われわれが話し合うアイデアを聞いてもらった上で事務局の方から考えを出すということでどうか。次回そういう主旨で意見を出して頂きたい。
坂口座長	（提言書骨子の検討） ・ ワークショップ形式で作業を進めたい。本日は、協働を進める上での意見やキーワードを各委員に 10 点ほど書き出してもらい、グループ分けするところまで進めたい。（→グループ分けの結果は別紙のとおり）

坂口座長	(今後の進め方について)
小野委員 渡辺副座長	・ 次回以降は、分類した A、B、C を 3 回に分けてそれぞれ話し合い、方向性を出したい。その後、内容をさらに検討し、最終的には分担を決めて執筆に入りたい。そのような流れでよいのか。 ・ 起草委員を選任しないのか。 ・ 次回以降検討すればよいのではないのか。
坂口座長	(提言への市民参加について)
小関主査	・ 提言を作成するにあたって、一般の市民にも参加してもらうことについてどう考えるか。 ・ 市民参加条例の適用を受けるのか。 ・ 市民参加条例は、行政運営に市民参加の手法を取り入れるという、いわば行政サイドの取り決めであり、この懇談会も公募委員で設置している。この懇談会が条例の精神を受け継いで、新たに市民参加の機会を設けるかどうかという問題だ。
神野主幹 小野委員	・ 条例では、複数の市民参加手続きの併用に努めるよう規定している。 ・ 市民ワークショップをやらなければならないといった懇談会の運営まで規定しているものではなからう。
神野主幹 坂口座長 渡辺副座長	・ そういうことはない。 ・ 条例上は、われわれだけで進めても良いということだ。 ・ 当面われわれだけで進めておいてどこかの時点で市民にはかるのが良いのではないのか。
坂口座長 瀧島委員 坂口座長	・ 骨子が出来上がった段階ではかるのはどうか。 ・ 日程との関係で考えるべきだ。 ・ 第 8 回～第 10 回で骨子づくり 第 11 回が骨子仕上げ 第 12 回市民に意見をきく 第 13、14 回で文章化 第 15 回で市に提言 という流れはどうか。
瀧島委員	・ 市民ワークショップを開催するなら市民が参加しやすい時間帯が望ましい。そうすると日程調整が必要となり全委員の出席が難しい。条例上は市民ワークショップに限定されていないので、そういう点も考慮したい。
坂口座長 小野委員	・ 何らかの形で市民の意見を募るという点では合意してよいのか。 ・ この懇談会自体が市民参加の手法により運営されており、その役割も指針づくりではなく提言の作成という性格から、新たな市民参加を得る必要はないとも言えるが。
渡辺副座長	・ 一般の市民ではなく N P O 関係者とのやりとりが望ましいのではないのか。そういうものなら有機的な提言が見込まれ、実質的な見直しになるだろう。
坂口座長 秋山委員 坂口座長	・ N P O だけでなく社会貢献活動団体も含める。 ・ 提言を受けて行政が作成する指針はどのような性格のものが再確認したい。 ・ 行政が、社会貢献活動団体と協働していくための指針なので、N P O ではなく行政内部のルール作りということだ。その指針に、市民の側としてこういうことを盛り込んでほしいと提言するのがこの懇談会の役割だ。
高橋委員	・ 市民に聞けば多くの意見が出るだろう。聞くべきだ。

坂口座長 神野主幹 宮寺主幹 瀧島委員 坂口座長 小野委員 菅原委員 坂口座長	・ 方法としては次のようなものが考えられる。 市報に骨子を掲載し文書による市民意見を求める（市民意見提出手続き） 市民ワークショップを開催する NPO等に声をかけ意見をきく（市民参加条例ではその他の手続き） 懇談会だけで提言をまとめる これらのどの方法を選ぶのが良いだろうか ・ の場合は応答義務がある。応答しないのなら「その他の手続き」になる。 ・ 周知徹底期間を取るために、年度内であれば13回以降の日程をずらすことは可能だ。 ・ やはりNPO関係者からの意見聴取が妥当ではないか。 ・ その場合、各委員が個別にNPO関係者に声をかけるということになるが。 ・ NPO関係者だけでなく、一般市民の声も聞く意義はある。 ・ 原則として広く市民の声を聞く機会を設けるべきだと思う。 ・ では、広く市民に呼びかけ、一般的な意見聴取ではなく、ワークショップを実施するということで良いか。 ・ では、1月7日午後7時～8時30分「西東京市と市民の協働のためのワークショップ」を開催することとする。 （次回の予定） ・ 次回はAの骨子案を検討する。 ・ 座長は海外出張のため、副座長に進行をお願いする。 これで第7回会議を終了する。
--	---